

令和6年第3回定例会

江東区教育委員会会議録

令和6年3月27日（水）

江東区教育委員会

令和6年第3回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和6年3月27日(水)午後 2時00分
- 2 閉会年月日 令和6年3月27日(水)午後 3時11分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗(教育長)、本田和恵(教育長職務代理者)、安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、飯塚指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、木内教育支援課長(教育センター所長兼務)、笠間地域教育課長、榎本江東図書館長、関戸深川図書館長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第14号 江東区教育委員会の権限委任に関する規則
 - 日程第2 議案第15号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
 - 日程第3 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 7 報告事項
 - (1) 令和6年第1回区議会定例会(教育委員会関係)について
 - (2) 令和5年度学校及び幼稚園職場の労働安全衛生について
 - (3) 令和5年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について
 - (4) 令和5年度江東区立中学校及び義務教育学校(後期課程)生徒進路状況について
 - (5) KOTOこどもかがやきプランについて
 - (6) 部活動の地域移行の状況について
 - (7) 江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部改正について
 - (8) 令和6年度こどもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰について ほか
- 8 協議事項
 - (1) 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針について
- 9 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和6年第3回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議について傍聴したい旨1名の申出がありました。江東区教

育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

(傍聴人入室)

本多教育長 それでは、会議録署名委員を御指名いたします。浅野委員、本田委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第14号 江東区教育委員会の権限委任に関する規則を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第14号 江東区教育委員会の権限委任に関する規則。

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 それでは、議案第14号 江東区教育委員会の権限委任に関する規則について御説明いたします。

恐れ入ります。議案文を御覧ください。

こちらにつきましては、江東区教育委員会の権限委任に関する規則の全部を改正するものでございます。本規則につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める教育委員会の権限について、その一部を教育長に委任するために定められている規則でございます。

恐れ入ります。資料1を併せて御覧いただければと思います。

今般の改正の理由についてでございますが、大規模災害ですとか、コロナなどの感染症の流行時に備え、臨機応変な学校運営を行うことができるように規則を改正するものでございます。

改正の概要でございますが、まず、現在、教育長に委任する事項につきましては、規則上限定列挙されているというものでございますが、教育委員会が必ず決定しなければいけないものを除き、教育長への委任を可能とするところが改正の1つ目でございます。

2点目は、教育委員会で決定すべき事項に緊急に対応するため、委員会を開催するいとまがない場合に、教育長が臨時代理をすることができるように改めるものでございます。

改めて議案文を見ていただければと思うんですが、委任事項については第2条において定めているんですけども、この各号に定めるものに

については教育委員会での決定が、それ以外については教育長に委任ができるものとして規定したものでございます。これまでも2条各号に規定する事項につきましては、教育委員会で御決定をいただいております、実質的に議決事項等に変更はございません。

また、第3条におきまして、臨時代理ができる旨の規定を定めてございます。コロナ禍による学校の臨時休業ですとか、大規模災害発生時における学校運営など教育委員会の開催が困難な場合を想定してございます。

なお、同様の規定につきましては、行政部門においては区長にも認められておまして、議会を開くいとまのないものについて区長が専決できるというものになってございますので、これと同様の規定というふうを考えてございます。

教育長が専決したものにつきましては、後日教育委員会で報告をするものとしてございます。

施行日については、令和6年4月1日としてございます。本改正によりまして実務上の変更はございませんが、予期せぬ事態を想定いたしまして、柔軟に対応できるようになるものと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について、質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。確認なんですけれども、多分コロナがあつたりして、こういう大規模な災害とか、感染症とあつたので、次に備えてということなのかなと思つたんですけれども、実際、前は、改正する前の状態だつたと思うので、具体的にすごく窮屈な思いをしたということがあつたら教えてほしいんですが。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 規定改正前のコロナのときの学校の臨時休業などの際には、急遽の判断が必要なため、教育委員会を開催する時間がなく、休業について電話等での連絡などによりご了解いただくなどの対応とさせていただいたことなどがあります。

今般、区のほうでは、震災時の事業継続計画というのを改めて見直したところでございます。この見直しの中で震災時の対応について議論をしたときに、震災時の学校の休業などについては、通信環境が不通となることも想定され、休業にかかる教育委員のみなさんへの事前の確認などがとれない場合も想定されるようになったところです。こうしたことから、

学校運営の重大なことについては本来教育委員会が決定すべきところですが、そこに柔軟に対応するために、特に教育長の臨時代理というところに重きを置いて今回は設定をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

安部委員 ありがとうございます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第15号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第15号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 それでは、議案第15号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。

恐れ入ります。資料2を御覧ください。

改正の理由についてでございますが、令和6年4月1日に教育委員会事務局で組織改正がございまして、また、先ほど御審議いただきました権限委任規則の改正に合わせて必要な改正があるというところでございます。

改正の概要でございます。

まず、(1)でございますが、地域教育課に新たに放課後運営指導係を新設いたします。それに伴い、同係の事務分担につきまして、江東き

っずクラブの運営指導及び検査に関することを定めるものでございます。また、先ほど御審議いただきました権限委任の規則に合わせまして、文言の修正ですとか、それに合わせて、その他の文言整理を行うものでございます。

2から3ページに新旧対照表をおつけしておりますので、そちらを後ほど御確認いただければと思います。

施行日は令和6年4月1日としてございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について、質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 議案第16号 江東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。

恐れ入ります。資料3を御覧ください。

改正の趣旨でございますが、昨年の特別区人事委員会勧告に基づく令和6年度の勤勉手当の支給率の改定を行うものでございます。

まず、施行期日でございますが、令和6年4月1日としてございます。

具体的な内容でございますが、昨年人事委員会勧告におきまして、特別給について0.1月引上げというところにつきましては御報告をさせていただきまして、その0.1月分の引上げについては、令和5年度中に開始をするというところでございますので、まず、12月期の勤勉手

当のところに丸々0.1月分を載せているというところの改正を御審議いただいたところでございます。

今般、令和6年度以降につきましては、0.1月分を0.05月ずつに振り分けて、6月期と12月期の勤勉手当に乗せると、合計0.1月分にするというところで、今回改めて6年度の支給率について定めたというところが今回の改正内容でございます。

ちょっと分かりにくいんですが、裏面、2ページの新旧対照表を見ていただくと、4条の(1)の下線部が引いてあるところ、現行が100分の117.5から、改正案では100分の112.5になっていて下がっているように見えるんですけども、実はこの117.5というところは、前回の改正にて0.1月分丸々引上げて改正をしております。なので、今回0.05月分減らすというところで、これを6月期と12月期に均等に割り振られているので、1年間の総支給月数は変わらないという形になってございます。

これは6年度以降のものに対応するために、今回改めて御審議をいただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いをいたします。

本多教育長 本案について、質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1 令和6年第1回区議会定例会(教育委員会関係)についてを説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 それでは、令和6年第1回区議会定例会(教育委員会関係)について御報告申し上げます。資料4を御覧願います。

令和6年第1回定例会は、2月21日の本会議で5名の代表質問が、20日の継続本会議で8名の通告による質問が行われ、全体で46個の質問がございました。

このうち教育関連では、資料に記載のとおり、2名の方から御質問がございましたが、質問と答弁の概要は資料記載のとおりでございますので、ここでは簡潔にポイントを絞って御報告させていただきます。

まず、1人目、維新の古賀じょうじ議員は、代表質問で教育についてとし、教材費の無償化とブリッジスクールの新設、校務系・学習系ネットワークの連携等についての質問があり、補助教材等については、児

童・生徒個人の所有物で、その利益が直接児童・生徒に還元されることから家庭での費用負担としており、現時点で教材費の無償化を導入する考えはない旨の答弁をし、ブリッジスクールの新設につきましては、児童・生徒の利便性向上等必要性は認識しているが、適切な場所の確保等の課題があり、慎重に検討している旨の答弁をいたしました。

また、両システムの連携につきましては、年度中に校務系システムのアクセスをクロームブックから可能とし、令和7年度末までに校務系システムのクラウド化を実施する予定である旨の答弁をいたしました。

次に、2人目、公明のさがやま議員は、通告質問で教育についてとし、英語教育と金融教育についての質問があり、「英語スタンダード」を策定し、英語教育の取組を推進してきており、話す・聞く機会を多く取り入れた事業を実施している。また、TGG体験学習を中学校での再体験については、全校実施について引き続き検討していく旨の答弁をいたしました。

金融教育につきましては、現在、各学校で様々な教育課題を切り口にカリキュラム・マネジメントを進めておりますが、金融教育の重要性を踏まえ、第二辰巳小学校の研究成果を広く周知していく旨の答弁をいたしました。

一般質問につきましては以上でございます。

次に、特別委員会について御報告いたします。

2月27日に一般会計補正予算第6号を審査する令和5年度予算審査特別委員会が開催されました。また、2月29日から3月6日にかけて、令和6年度当初予算を審査する令和6年度予算審査特別委員会が開催されました。このうち教育費の審査における質問につきましては、資料4の3ページに記載のとおり、令和6年度予算審査特別委員会では各会派13人から質問があり、区立幼稚園や教員の働き方改革、図書館の運営などについての質問がございました。教育委員会の担当課長が答弁してございます。

次に、3月11日の文教委員会につきまして御報告いたします。

4ページをお開き願います。

議題は記載の19件でございます。

まず、議題1 議案第31号は、2月9日の教育委員会定例会で御審議の上、御了承いただいたもので、江東きつずクラブ東砂児童館の利用時間を延長できるようにする条例の改正で、賛成全員で可決されました。

次に、議題2 議案第32号も、2月9日の教育委員会定例会で御審議の上、御了承いただいたもので、豊洲西小学校プール、トレーニング室の利用区分に高校生等の利用区分を新設する等の条例の改正で、賛成全員で可決されております。

次に、議題3 議案第33号も、2月9日の教育委員会定例会で御審議の上、御了承いただいたもので、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

の公務災害補償基礎額をそれぞれ引き上げる内容で、賛成全員で可決されております。

次に、議題4から18までは、いずれも継続審議となっている陳情で、このうち議第18、5陳情第114号は、陳情提出者より陳情取下げの申出があり了承されております。

その他の陳情につきましては、前回以降の動きについて御説明した後、継続審査となっております。

次に、議題19 新規に本委員会に付託された陳情でございます。

議題19 6陳情第7号は、小名木川小学校建て替えに伴う大島仮校舎への児童の通学について、なかよし学級、1年生、2年生、3年生は、バス通学とするよう求める陳情で、改築、改修に伴う仮校舎への通学方法について、対象となる学校の学区は仮校舎の中心から2キロメートル以内の場合は徒歩通学とし、2キロメートルを超える場合はバス通学とし、仮校舎への安全な徒歩通学の実施のため、通学路での児童通学案内と誘導整理員を重点的に配置するなどの安全を図っていく旨の説明をし、継続審査となっております。

議題につきましては以上でございます。

次に、2の報告事項でございます。報告事項は、資料に記載のとおり12件でございますが、いずれも教育委員会におきまして御報告または御協議をいただいている案件でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和6年第1回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和5年度学校及び幼稚園職場の労働安全衛生についてを説明願います。

庶務課長。

星名庶務課長 それでは、報告事項2 令和5年度学校及び幼稚園職場の安全衛生について御報告をいたします。恐れ入ります。資料5を御覧ください。

区教委では、教職員の安全衛生管理の充実のため、学校衛生委員会を設置いたしまして、教職員の職場の安全や健康増進に係る取組を進めております。

今般、本年度の取組について御報告をするものでございます。

まず、項番1の結核・循環器系健康診断の結果についてでございます。こちらはいわゆる法定健診と言われるもので、法律で定められております健康診断でございます。令和5年度の実受診率は93.9%となっております。対象者の中に、妊娠中の方ですとか休職中の職員なども含んでおりまして、実質的な受診率については100%となっているところ

でございます。

次に、項番2、産業医健康相談ですが、こちらは教職員が産業医に健康不安などを相談する申込み制のものでございまして、今年度の相談件数は8件となっております。

続きまして、項番3、公務災害発生件数でございますが、令和5年度につきましては、業務上の災害が21件、通勤災害が5件となっております。事案につきましては、2ページにまとめてございますので、後ほど御参照ください。

最後に項番4の職場巡視でございます。産業医と事務局担当者及び学校職員が、学校、幼稚園の現場に直接赴きまして、労働環境等を確認するものでございますが、今回の巡視におきましては、指摘事項が2点ございまして、柵の転倒防止対策が施されていないですとか整理整頓がされていないというところ、工作機における安全装置の設置ですとか、刃がついたままになっているようなものもあるということで適正な管理を求めものとなっております。

3ページに表を添付してございますが、指摘事項につきましては、既に学校園において改善がなされております。区教委では、教育委員会の安全、健康管理のため、引き続き学校衛生委員会を中心とした取組を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上です。

本多教育長 本案について質疑願います。
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。
産業医さんのことなんですけれども、基本的に月1回実施というのは、別に学校に一件一件回っているわけじゃないですよ。申し込んで、その方に対して対応するという理解で合っていますか。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 申込みがあって、区役所に保健室というところがございまして、そちらに教員の方に来ていただいて産業医と面談するという形になってございます。校園長先生方からは学校に来てもらえないかというような御相談を受けているところで、その体制については産業医との契約の関係もございまして、その辺については、引き続き整理をしていく必要があるのかなという認識でございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

これ、件数が減っているからよくて増えていたら悪いというわけでもないと思うんです。相談しやすい環境かどうかというところに問題があって、ふだん接する感じでいられればお話しするんだけど、わざわざ連絡をして予約してとなると、先生のほうも急に行けなくなったりということは多々あるようなお仕事なので、なかなか尻込みしやすいんじゃないかなと思うので、引き続き校長会からも御意見が出ているということであるので御検討のほどよろしくお願いします。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

本田委員。

本 田 委 員 すみません、引き続き産業医ですけれども、心身ともにいろんな先生がいらっしゃるのでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 産業医につきましては、企業等で産業医をやっている方にお越しいただいております。今、1名の方で対応をしているという状況でございます。ただ、企業等で経験のある方ですので、当然いろんなお悩みですとか、単純な健康相談ですとか、メンタルの部分とかについても十分対応できる方と考えております。

本 田 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 公務災害の発生状況のほうなんですけど、ちょっと気になったのが、自分は毎日学校へ行っているんですけれども、通勤で傷病している方、少なからずいらっしゃると思うんですよ。先生方って基本的には今は自転車とかは認めていますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 自転車通勤は認めております。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 了解です。多分バスとか、公共交通機関だとなかなかこういう事故は

起こりにくいのかなと思うので、ただ、今、見ていると、自転車も、義務ではありませんが、ヘルメットをしていない方ですとか見受けられたりするので、もしかするとその辺御注意いただくことで少しでも改善できたらなという気持ちがあります。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、様々お話のあった中で産業医の話がありましたけれども、非常にいい先生で丁寧に診てくださっています。これまでも長きにわたり診ていただいているんですけども、そこに相談がある場合は産業医の方に診ていただいておりますが、学校には校医もいますので、校医に健診結果を診ていただいて、それとあわせて相談をする場合とか、また、スクールカウンセラーに話を聞いていただくとか、さまざまところで相談する場はあったりとかしておりますので、その辺のところも総合的に合わせながら、メンタルな部分はとても大事なことだと思いますのでしっかりと支えていただければと思っております。

また、安全衛生委員会についても、大規模な学校は各学校独自にやっております、そちらにも産業医の先生は行っていただいたりとかしておりますので、丁寧に見ていただいているところかなと思っております。

では、本件については終了いたします。

続いて、報告事項3 令和5年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果についてを説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長 それでは、令和5年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について御報告いたします。資料6を御覧ください。

まず、表が小学校の結果となります。左の上段の枠、項目1から3には、調査内容、調査対象、調査時期を記しております。

次に、項目4には調査結果の概要を示しています。資料にありますリーダーチャートは、国の平均を基準として都と区の結果を比較したものとなります。区の結果を赤色の線で示しています。

項目5、江東区長期計画の指標との比較を御覧ください。指標名は、新体力テストで都平均を100としたときの区の数値としております。小学校5年生男子は100.2で目標値まであと0.8、小学校5年生女子は100.4で目標値まであと1.6となっております。

続いて、下段の項目6、各種目の記録を御覧ください。こちらは、国・都・区、それぞれの各種目の平均記録を示しており、東京都の結果を上回っているものを赤字で、下回っているものを青字で示しています。小学校は男女ともに8種目中4種目で国・都の平均を上回る結果となっております。

項目7と8を御覧ください。結果の考察と今後の取組です。

今年度の結果として、男女ともに握力、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳びは、国及び都の平均を上回る結果となりました。これは令和4年度に比べ、各校において体育授業以外での体力・運動能力の向上に係る取組が増加していることが影響していると考えられます。しかしながら、僅差ながら、都の平均に届かなかった種目もあり、引き続き活動の工夫、事業改善など各校での取組を充実させていくことが必要であります。

一方で、右下のグラフにありますように、運動が好きと感じている児童の割合が、男女ともに令和4年度より増加し、国・都の平均を上回る結果となっています。体育の授業が楽しいと感じる児童も同様に、国や都の平均を上回る結果となりました。これはコロナ禍においてマスク着用中の激しい運動の自粛が緩和され、学校における体育、体力向上に向けた取組を行う中で、こどもたちが改めて運動する楽しさを実感した結果だと考えられます。今後、体力スタンダードの定着に向けた事業改善や、児童の主体的な体力向上の推進を図るなど、体力の向上に向けた取組を充実させてまいります。

次に、裏面の中学生の結果をください。項目の1から4については、小学校と同様、調査内容、調査対象、調査時期、調査結果の概要を示しております。

項目5、江東区長期計画の指標との比較を御覧ください。指標名は、新体力テストで都平均を100としたときの区の数値としておりますが、中学校2年生男子は97.6で目標値まであと4.4、中学校2年生女子は96.6で、目標値まであと6.4となっております。

下段の項目6、各種目の記録を御覧ください。中学校は男女ともに9種目中2種目で都の平均を上回る結果となっております。

項目7、8を御覧ください。結果の考察と今後の取組です。

中学校においては、男女ともに握力が国及び都の平均を上回る結果となっています。僅差ながら、都の平均に届かなかった種目があり、引き続き活動の工夫、授業改善など各校での取組を充実させていくことが必要であります。

また、小学校同様に、運動が好き、保健体育の授業が楽しいと感じる生徒が、特に中学校2年生男子において増加している結果となっております。今後に向けては体力スタンダードの定着に向けた授業改善や、ウォームアップタイムの映像資料の効果的な活用などを行い、体力の向上に向けた取組を充実させていきます。

まとめになりますが、小学校、中学校ともに授業や体力向上に向けた活動を行う中で、こどもたちが身につけるべき資質能力を育成し、豊かなスポーツライフを実現できるよう取組を進めてまいります。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴木委員 この資料6の小学校のほうの8の今後の取組の中の3番目でわくわくタイムの映像資料の活用と書いてありますよね。これは具体的にはどのようなことなのかちょっと教えていただきたいです。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 これは準備運動等の主運動に入る前の運動ですね。体力を高める、あるいは柔軟性を高めるとか、そういった様々な動きを映像に落とししております。それを使って、体育の授業の前半を、ウォームアップを兼ねた体力向上の取組として行っております。中学校では、ウォームアップタイムというふうに呼んでいますので同様の内容となっております。
以上です。

本多教育長 これは江東区独自に授業に位置づけて、小学校の場合は、その授業の中の狙いに即した、主運動に即した運動を、わくわくタイムというのを前半部分に位置づけて、それで子どもたちが取り組む、中学校であればウォームアップタイムというのがある、主運動につながるような体の動きを入れるということで、江東区全体として体力向上も含めた取組をしていると。これが体力スタンダードに位置づいて取組を行っていることです。
以上です。

鈴木委員 そうなのは江東区独自ということですか。

本多教育長 それは江東区独自でやっています。
ほかいかがでしょうか。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。小中ともに5番の江東区長期計画との比較の部分でちょっと足りないみたいな部分、中学になるともうちょっと足りないみたいな感じだと思うんですけど、これはごめんなさい、ちょっと資料を確認できてなくて申し訳ないんですが、昨年度と比べるとどのような状況ですか。ポイント差という意味です。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 指標の括弧書きになっているところが令和4年度の指標になっていま

すので、例えば小学校でいけば、男子はやや上がっている、女子は逆に下がっているというような状況になっております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ということであんまり変わってないのかなと思うんですよね。実際には、体育授業以外での体力、運動能力の向上に関わる取組の実施とかを増加して頑張るよということだと思うんですけれども、これって具体的に何かをしているのでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯 塚 指 導 室 長 例えば体を動かす行事であるとか、あと、業間、休み時間にみんなで体を動かして取り組むものであるとか、冬場になりますと持久走タイムとか、そういったものを設定している、今まではコロナで中止になっていた、実施しなかった部分が増えてきている、そういった状況でございます。

以上です。

本 多 教 育 長 ちょっと補足ですけれども、江東区は、かなり前に体力向上の取組に力を入れている時期がありまして、もう十四、五年前になりますか、そのときから小学校は長チャレを位置づけていますので、それを継続的に年間3回取り組んでいます。小学校は比較的それに基づいた先駆的な体力向上の取組をしています。各小学校とか中学校、各学校ごとに、今、室長が言ったような取組を工夫してやっているところがあるので、学校によっては縄跳びウィークだったりとか、さっき言った持久走ウィークだったりとか、そういったことも取り組んでいるというのは各学校ごとの取組かなと思っています。

安部委員、どうぞ。

安 部 委 員 すいません、自分が確認したかったのは、このポイント、目標には追いついてはいないんですけど、教育委員会としてまずまずかなと思っていらっしゃるのか、今のやり取り、去年もそうだし、今年度もやってきたことが、このままやっていいんじゃないというふうに思っているのか、足りないからもっとやらないと駄目だって思っているのか、どちらになりますか。

本 多 教 育 長 指導室長。

飯塚指導室長 現状の結果で満足しているわけではなくて、さらに向上を図る、特に持久力であるとか投力、そういったものは長年課題となっております。この課題解決のためにいろいろ改善は行っているわけですが、分析してさらに上を目指していきたい、そういう考えでございます。以上です。

本多教育長 調査自体の大きな過渡期に来ているだろうなと私は思っています。運動能力調査というのは、そもそも昔スポーツテストというのがあって、これが新体力調査という形で項目が変わってはきていますけれども、現状、こどもたちの体力にこの項目が全て合っているのかということと、今後国全体として見直すべきところがあるだろうなとは思っています。

今、室長が言ったように、体力というのは当然上がっていくべきところだし、こどもたちが生きていく上で非常に重要なところがあります。私みたいに年を取ってくると体力って大事なと思うところは非常にありますけれども、こどもたちはなかなか、遊びの中でそこまでの意識というのはないと思うんですけど、ただ、先ほど報告にあったように、運動が好きだと思えていることはとても大事なことで、これを生かしていくこと、それから、こどもたちが主体的に取り組まなければ意味がないので、要するに、中には運動が嫌いな子もいるわけですね。だけど、運動が嫌いな子も、ちょっとずつ頑張っ、ほかの子と比べたら大した数値じゃないかもしれないけど、僕なりに頑張った数値がこれだけあるよということを認めてあげることだったりとか、全体的にこれは平均値になっているので見えないところがありますけれども、各学校はそれぞれ、自分たちの学校の目の前のこどもたちについて見えていますので、そこをちゃんと見ていくことが必要だろうと思っています。

今後、体力向上については、今、室長から報告があったこともそうですけれども、小学校とも中学校ともしっかりと連携を図って、こどもたちの一人一人に応じた対策をしっかりとやっていくことが必要で、まさに学力等も同じだと思うんですけど、今、世の中大きく変わってきている中で、どこをしっかりと目指していくのかというあたりについては、再度しっかりと分析をして、見直しをしていくことが必要だろうなと思っております。

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和5年度江東区立中学校及び義務教育学校(後期課程)生徒進路状況について説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長　　まず、進路状況の報告の前に卒業式の実施状況について、資料はありませんが御報告いたします。

中学校義務教育学校は19日、小学校では22日に卒業式を実施しました。卒業式の実施状況につきましては、国旗掲揚、国歌斉唱の状況、会場の設営状況等について、卒業式当日、学校から電話で報告を受けております。その結果、全小中義務教育学校で適正に举行されたことを報告いたします。

なお、幼稚園の修了式も同様に、3月15日、滞りなく行われました。

それでは、令和5年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況について御報告いたします。

資料7を御覧ください。

令和5年度の中学校及び義務教育学校（後期課程）の卒業生の在籍者数ですが、男女合計で2,877人となっております。

進路決定者ですが、2,877人中2,848人で、3月14日現在の進路決定者割合は99.0%となっております。これは昨年同期より0.3ポイント高くなっております。

次に、未決定者についてです。3月14日現在の進路未決定者割合は1.0%であり、昨年同期より0.3ポイント減っております。未決定者29人のうち20人が進学を希望しております。

なお、進路未決定者のうち就職希望・その他となっている生徒は9人で、昨年度より9人減っております。なお、都立全日制の3次募集、都立定時制の第2次募集は、本日、結果発表となっております。

また、4月に入りまして、都立通信制の1次募集がありまして、現在の未決定者も進学先が決まっていく予定であります。各学校におきましては、一人一人の生徒の進路が決定するまで丁寧な指導に努めてまいります。

なお、4月の定例会におきまして、3月31日現在の進路状況を再度御報告いたします。

報告は以上です。

本多教育長　　本件について質疑願います。よろしいでしょうか。また、継続して次に報告がございますので、そちらを報告いただければと思います。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5　KOTOこどもかがやきプランについてを説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長　　それでは、KOTOこどもかがやきプラン、江東区不登校総合対策の改定について御説明いたします。資料8を御覧ください。

不登校の児童生徒は全国的に急増しており、不登校の要因も多様化し

ています。この傾向は本区においても同様であり、不登校児童生徒への支援の一層の充実を図ることが求められております。令和5年3月には、このような状況を受け、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策としてCOCOLOプランが文部科学省で定められました。

COCOLOプランでは、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える、心の小さなSOSを見逃さずチーム学校で支援する、学校の風土の見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にすることが示されております。このCOCOLOプランの趣旨を踏まえ、江東区の全てのこどもたちが安心して学び、「みんな、かがやく」ために、目指す姿、充実させる取組を江東こどもかがやきプランとしてまとめました。

不登校の児童生徒のみならず、江東区の全てのこどもたちのために、学校や教育委員会が取り組むべき内容、プランです。名称については、これまでの不登校総合対策ではなく、KOTOこどもかがやきプランといたしました。

資料の中央には、こどもを真ん中に、家庭や関係機関、専門職が連携して支援していくイメージ図を掲載し、左側に目指す姿、右側に目指す姿を実現させる取組を掲載しております。

資料の左に記載されている目指す姿を御覧ください。魅力ある学校風土づくり、多様な学びの保障、こどもを真ん中にした支援の3つにまとめて示しております。

魅力ある学校風土づくりについては、学校が全てのこどもたちにとって輝ける場所となるよう、こどもたちの「やりたい」、「できる」がある学校、授業が「わかる」学校を目指す姿としております。そのために、こどもたちが主体となった取組を推進したり、教員による授業改革を推進したりしてまいります。

次に多様な学びの保障についてです。全てのこどもたちがそれぞれの学習方法を選べるよう、オンライン授業などの様々な学習方法、教室以外の学びの場やブリッジスクールなどの多様な学びの場を整備してまいります。

そして、こどもを真ん中にした支援として、誰もが一人一人に応じた支援を受けられるような支援体制の整備を目指します。教員による個別支援シートを活用した連携体制の構築や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職、フリースクールなどの関係機関との連携を充実させていきます。

資料の右、目指す姿を実現させる取組です。

魅力ある学校風土づくりに関連する主な取組として、こども主体の取組、授業改革、多様な学びの保障に関連する主な取組として、校内教育支援センター、ブリッジスクール、オンライン授業、こどもを真ん中にした支援に関する主な取組として、個別支援シート、スクールカウンセ

ラー・スクールソーシャルワーカー、フリースクールを挙げております。

校内教育支援センターとしては、令和5年度、今年度に小学校3校、中学校12校の合計15校に配置した校内別室指導支援員を令和6年度には、小中学校それぞれ13校、計26校の小中学校に配置し、様々な理由で自分のクラスに入りにくい児童生徒が落ち着いた空間の中で自分に合った活動に取り組める環境を学校内に設置することを促進しております。

また、令和6年度から不登校巡回指導教員を有明中学校に配置し、拠点校である有明中学校に加え、近隣の4校の中学校をこの教員が巡回し、不登校生徒への直接的な支援や、各校における不登校対策の充実を図ってまいります。ブリッジスクールは現在3教室が区内に設置されておりますが、それぞれの教室の特色を打ち出し、こどもたちが3教室の中のどの教室に通室するか選べるようにしたり、それぞれの教室における体験活動を計画的に実施したりするなど、一人一人のこどもたちに応じた支援を充実させてまいります。

そのほかにも、フリースクールなどの関連施設等との連携につきましては、本区の児童生徒が通所する施設に指導主事などが訪問する等、連携を深めてまいります。

そして、ACTION24を合い言葉に、こどもたちの様子について気になる様子、心配な様子が見られたら、関係する大人がすぐに必要な行動を取ります。

説明は以上です。

今後、KOTOかがやきプランに基づき不登校総合対策のさらなる取組の充実を図ってまいります。

本多教育長 本件について質疑願います。
本田委員。

本田委員 2つお願いします。
スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの評価とかそういうのはしているのか、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの皆さんを評価するのは誰で、どういうふうな評価をして継続しているのか。

2つ目は、ACTION24なんですけれども、その日のうちにというのはすごくいいことだなと思います。その具体的な基準みたいなのがあれば少し教えてください。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 スクールカウンセラーについては、日頃の取組を評価するのは校長ということになっております。経過が良好であれば継続して行う、今、新

聞で都のカウンセラーが雇い止めになっているというところがありますけども、自動的に何年間は更新するようところもありますし、その年度で切り替わるというところもあります。

ACT I O N 2 4の基準ですが、ここら辺はちょっと難しいところで、御説明したように、やっぱり気になることがあればちゅうちょせずすぐ取り組むというところですので、具体的な例としては、各学校には示していきたいと考えております。

以上です。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 評価につきまして、スクールソーシャルワーカーについてのお話があったと思いますが、今、10名おります。そちらの評価につきましては、教育支援課のほうで行っておるところです。

以上です。

本 多 教 育 長 本田委員。

本 田 委 員 支援課で評価していただく際は、日頃の面談とかに当たるのか、様子を見に行っているのか、例えば利用者さんのアンケートみたいな、360度評価みたいなものもあるのかとか、その辺はいかがでしょうか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 管理職という立場で私どもがやっているところです。毎週のように報告を上げてくださっているんですね。どのようなお子さんにどのような対応を行ったですとか、それから年に2回、私のほうでも面談を行っております。

それから、学校からもいろいろなお声、例えば来年度もこの人はぜひいてほしいなんてお声も随分入ってくるものですので、とても良い評価が入ってくるものも多いですので、そういったものを加えているところです。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

先ほど本田委員からもあったACT I O N 2 4ですけれども、これについては来年度徹底していこうと思っていて、基本的には24というのを意識してもらおうということで、要するに、その日のうちということなので、その日のうちでも夜遅くても対応するのかって、そういうことではなくて、なるべく早くというところを意識していただいて、丸々2

4時間という考え方が一番いいのかなと思っています。

あわせて、先生も子どもも保護者も相談できることを知っておいていただくことと、相談できることを自分なりに考えていくことが大事だろうなと思っているのと、あとは子どもたちも大人も周りの子どもたちの様子を気かけようよというところが大事だと思っているので、それを進める上での一つのキーワードとして進めていこうと思っています。

今、室長からも説明がありましたけれども、来年度に向けて、今、準備を進めているところで、年度当初には、そういったものを各学校にお示しをして、できれば子どもたちにも伝えてもらうように話を進めていこうと思っていますし、保護者にも伝えていきたいと考えています。

今、教育センターのほうでワンストップ型の教育相談をやっていますし、子どもたちもSNS相談をやっているんで、そういったところをさらにPRするきっかけにもなるだろうと思っていますので、そういうところを広げていきたいなと思っていますところです。

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。一応、不登校総合対策という観点かなと思って、僕は当初資料を見ていたんですけども、この「With... ～ともに～」の中に、下段に地域とあると思うんですけども、こちらは地域に具体的にはどのようなことを期待されていますか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 具体的には、やはり子どもの見守りというようなところが大きなところかなと思います。登校だけではなく、日頃その地域で過ごしている様子であるとか、例えば不安とかそういったものがあらわれるケースもありますので、基本的には見守っていただく、具体的に居場所とかそういったものもあるでしょうから、そういった居場所づくりに協力してもらおうとか、そういったことを想定しております。

以上です。

本多教育長 本田委員。

本田委員 よかった、ちょうど私も聞こうと思っていたところでした。

地域には、ボランティアとして子どもの居場所づくりであるとか学習支援をしているところがたくさんあると思うんですけど、そういったところの情報提供なんかもここに含まれるんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 もちろんそういったものがありますので、今、多様な居場所というようところが重要になってきますけれども、公的なものだけではなくて、そういったNPO法人であるとか、そういったところの居場所もあるでしょうし、また、習い事とかそういったものとのつながりとかも大事だと思いますので、そういったものがあれば情報提供していただいて、そういう場もあるよというようところが周知してまいりたいと考えております。

本多教育長 よろしいでしょうか。

今まで不登校総合対策という名前だったものが、今回大きく名前を変えています。不登校という言葉自体が、どうも問題行動のように捉えられているところが一つあることと、不登校のところだけを考えると、実はそうじゃないんじゃないかと。不登校になる前のことに対して力の入れようが足りないだろうということで、今回少し広めに考えることと、全ての子どもたちがここに入るようにしたほうがいだろうと。今までは不登校の子たちだけにターゲットを当てたものになっていたので、その枠に入ってきた子たちへの対応になっていた。そうではなくて、そうならない子も含めて、みんなが安心して過ごせるような学校づくりを広げるために、みんなに理解してもらおうプランだということで、少し幅を広げて考えたということになっていきますので、今までと名前が違っていますが、取組を充実していくということについては変わらないのかなと思っていますので、一層周知を図りながら、先ほど本田委員や安部委員からもありましたけども、地域というのは具体的にどうなのか、校内教育支援センターにも実は地域の方がたくさん入ってくださったりとかしていますので、地域の場所もあるでしょうし、地域の方というところもあるだろうと思うので、そういったことも含めて広く考えていく必要があるかなと思っています。

ありがとうございます。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 部活動の地域移行の状況についてを御説明願います。

教育支援課長。

木内教育支援課長 部活動の地域移行の状況について御報告いたします。資料9を御覧ください。

1の試行事業の実施結果を御覧ください。運動部は、江東区健康スポーツ公社へ委託し、区内スポーツセンターなどを活用した年8回のプログラムを実施いたしました。

文化部事業は、江東区文化コミュニティ財団へ委託し、全校の吹奏楽部を4グループに分け、各1日プロの奏者が指導する楽器クリニック、ティアラこうとうで開催される定期演奏会などに中学生枠を設ける定期演奏会等鑑賞会を実施、全ての学校から延べ460人の中学生が参加をしてくれました。

裏面にまいります。裏面の2は成果と課題です。参加生徒のアンケートでは、講師からの技術指導、他校生と活動したことがとても好評でした。また、課題としては、生徒の希望に沿った活動を継続的に行うことです。ボルダーといった部活動にない種目への希望はほとんどありませんでした。そこで実施できませんでした。また、生徒が主体的に用具を準備したりできる会場を継続的に確保するということが必要性が見えてまいりました。そこで来年度は、今後子どもたちが休日、自分が希望する活動ができる仕組みを広げていくことが課題となりますので、3のように試行実施をしてまいります。

運動部は、江東区健康スポーツ公社と委託し、モデル部活動への休日指導者の仲介や、区のスポーツ連携協定チームなどと委託したクリニックを開催いたします。

文化部事業は、江東区文化コミュニティ財団と連携し、二、三校による休日の合同練習において、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団が指導し、連合音楽会での活動披露を目指していくクラブ活動を実施するほか、ティアラこうとうを会場とする楽器クリニックを開催いたします。それらをまとめた表が試行事業の表です。

試行事業①を御覧ください。モデル部活動に御協力いただける学校を募集し、一定期間、継続的な指導者を学校に派遣して実施いたします。

試行事業②を御覧ください。こちらは、今年度のように単発、数回で行うイベント型のものを予定しております。

最後に一番下の表、会議体を御覧ください。江東区の方針策定に向け、学識経験者、学校長、PTA、地域で活動される団体などの代表者に御参加いただき協議する予定です。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 説明ありがとうございます。6年度の実施予定の内容の御説明の中で、運動部の試行事業①は、手を挙げてくれた学校に対して学校に派遣するよというお話だと思うんですけど、もうすぐ4月になりますが、現状いかがですか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長　すでに校長会には、このような事業を6年度行うということはアナウンスしているところです。実際の募集につきましては、4月に入ってから早速行いたいと考えております。

以上です。

本多教育長　安部委員、よろしいですか。

安部委員　はい。

本多教育長　ほかいかがですか。

鈴木委員。

鈴木委員　小学校、中学校の体育館の公開、活用ということなんですけども、地域で子どもたちがスポーツをやりたいと。例えばバスケットとか、結構要望はあると思うんですが会場がないという声も時々聞くんです。学校の中学校、小学校の体育館をお借りしたらいかがですかという話をしたら、全部入っていると、使えないんですと。そんなに子どもたち練習しているんですかと言ったら、PTAがみんなやっているというんですよ。この辺ちょっと、これからはやっぱり子どもたち中心に、中学校、小学校の体育館を開放していく方向にバランスを変えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

本多教育長　庶務課長。

星名庶務課長　学校施設の開放についての御質問でございます。

学校につきましては、子どもたちのためというのは当然あることですが、地域の拠点としての役割も学校としてはあるというところで、やっぱりその辺のバランスが難しいのかなというところがございます。各学校によって地域とのつながりですとか、子どもたちの活動にばらつきがあるというところは認識をしております、施設開放についての、今、ちょっと学校の働き方改革ともつながってくるところがあるので、学校の現状については、今、教育委員会のほうで把握をしているというところがございます。

ただ、なかなか統一的なルールをつくったりするというのはちょっとお時間がかかるのかなというのが現状でございますが、問題意識としては、当然学校施設が使えないというような御意見をいただいているところでございますので、引き続き教育委員会のほうで学校とも調整しながら検討は進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 こどもを集めてバスケットをやろうかなという要望があったときに、なるべくこども中心に考えてあげることが大事だなと思っていますので、その辺のバランス調整をよろしく願いいたします。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部改正についてを説明願います。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 私のほうから、江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部改正について御報告させていただきます。

お手数ですが、資料10-1をお願いいたします。

1の改正理由でございます。今回、江東きつずクラブ条例施行規則に関しまして、育成室の面積変更、B登録の事業拡張等により、定員数の変更及び申請書類における様式の修正を行うことに伴い、同規則の一部改正を行うものでございます。

次に2の改正概要でございます。

まず、(1)でございます。規則第2条に関連する別表1及び別表2において、各きつずクラブの定員を定めておりますが、今回この定員を改めるものでございます。その理由といたしまして、越中島小学校及び有明西学園内にありますきつずクラブについて、保留児童の緊急対策によりまして、使用頻度の少ない教室を新たにシェアリングすることにより、2校で110名の定員増を行うものでございます。

続いて(2)になりますが、これまで川南小学校では、収容対策という関係で、なかなかきつずクラブのB登録を実施できなかったという状況がございます。学校に併設しておりました川南幼稚園の廃園に伴いまして一部場所が空いたということで、その跡地の利活用に育成室を整備いたしまして、きつずクラブのB登録を新たに実施するもので、96名の定員が増える予定でございます。

また、きつずクラブ豊洲4丁目につきましては、定員元となる育成室の面積に、職員用のスペースが含まれていたことが判明しまして、その分を育成室の面積から差し引くことにより、定員を減ずる必要が生じたものでございまして、57名から11名を減じた46名とするものでございます。今回の定員変更によりまして、令和6年4月1日現在の定員は、初めて5,000名を超えまして、5,169名という状況になります。

(3) になりますが、現行の利用申請書は、母の状況を配慮する欄が先に来ておりまして、その後父の状況を記載する欄がございます。性差による役割分担を行政があおる可能性を含んでいることから、どちらを先に記載するかは保護者が自由に選択できるように保護者欄と統一しまして、ジェンダーフリー対応といたしました。

また、B登録を利用できる条件といたしまして、保護者の就労が前提となります。これを証明するための書類といたしまして、これまで勤務証明書を徴収しておりましたが、国が示しております標準様式でございます就労証明に改めるとともに、証明者の押印を廃止するものでございます。

このほか自営業者等の勤務証明書が得られない方に提出していただきます就労状況報告書を保護者状況等報告書に改めるとともに、B登録申請事項等変更届の様式中にございます週3日以上残業という欄を削除してございます。

3の施行期日でございます。令和6年4月1日としてございます。

4の規則案・新旧改正条文についてでございますが、資料10-2に今回の規則改正案文、資料10-3としまして新旧対照表をおつけしてございますので後ほど御覧願います。

説明は以上でございます。

本多教育長 それでは、本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。1点、きつずクラブの川南についてなんですけれども、こちらはもう新たに幼稚園のところもつくったということだと思うんですけれども、この96名という根拠は何かありますか。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 川南幼稚園の一部をきつずクラブに改めるに当たりまして、その面積を測りまして、1人当たり1.65平米必要となりますので、割り返しますと96名という定員が算出されたといったことから定員を定めたものでございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
これで待機児童の解消に向けてというふうな形で進んでいきますので、今後もこういった取組をうまく進めていければなと思っております。
それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項8 令和6年度こどもの読書活動優秀実践図書館文

部科学大臣表彰についてを説明願います。

江東図書館長。

榎本江東図書館長　それでは、報告事項 8　令和 6 年度こどもの読書活動優秀実践図書館
文部科学大臣表彰について、御説明いたします。

資料 1 1 をお願いいたします。文部科学省では、読書活動の一層の推進に資するため、こどもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた取組を行っている学校や図書館に対しまして表彰を行っております。

令和 6 年度につきましては、資料の 1 に記載のとおり、こどもプラザ図書館が被表彰図書館として決定いたしましたので御報告するものでございます。こどもプラザ図書館につきましては、こども家庭支援センターとの複合施設であるというような特徴を生かした運営や、近隣学校との連携などの取組を行っており、こうした点が評価されたものと考えております。

なお、今後の予定でございますが、こども読書の日である 4 月 2 3 日に開催のこどもの読書活動推進フォーラムにおいて表彰式を予定しております。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長　よろしいでしょうか。

今回、こどもプラザ図書館が表彰されてすごく嬉しく思っています。有明こども図書館をオープンしましたので、ぜひ次は有明こども図書館が表彰されるといいなと思います。

オープンしたその後の状況を何か報告できることがあればお願いします。

江東図書館長。

榎本江東図書館長　有明こども図書館につきましては、3 月 1 6 日の開館式の翌日、1 7 日の日曜日に開館をいたしまして、その当日につきましては、オープニングイベント等々を実施しまして約 1, 0 0 0 名の方がいらっしゃったというところになります。

その後なんですけれども、平日を見ても、御来館される方については 1 0 0 から 2 0 0 名程度の方、あるいは直近の土日を見ても、3 0 0 人程度の方がいらっしゃるということで、まだまだ周知不足のところがあるので、近隣の方々含めて、こちらの施設を知っていただくというのが必要なのかなと思っております。

また、利用者の声を聞いてみますと、これまで豊洲図書館を利用していた方が、やっぱり有明のほうが近いということで、これからは有明を使っただけのような方も親子連れの方で多くいらっしゃったので、

そうした意味では、有明に整備した効果があったのかなと考えてございます。やっぱり有明西学園が近隣にございますので、こどもの居場所としてのルールづくりも含めて今後学校と連携をしまいたいと考えています。

以上です。

本多教育長 ありがとうございます。
今後さらに活用が進んでいくといいかなと思っております。
それでは、本報告を終了いたします。
これより協議事項に入ります。
協議事項1 江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針についてを審議いたしたいと存じます。
本件について事務局より説明願います。
指導室長。

飯塚指導室長 それでは、江東区立学校教科用図書採択に係る基本方針について御説明いたします。

資料12を御覧ください。江東区教育委員会では、江東区立学校教科用図書採択について、これまでも教育委員会の責任と権限の下、適正かつ公正な採択を行ってまいりました。また、採択に向けて毎年基本方針を定めております。令和6年度は、令和7年度から中学校及び義務教育学校の後期課程で使用する教科用図書の採択及び毎年行っております特別支援学級の教科用図書の採択を行います。

それでは、基本方針の内容について御説明いたします。

1、適正な採択についてです。江東区立学校で使用するにふさわしい教科書採択を行う。十分な調査を行うため、採択資料作成委員会で調査研究を行う。

2、公正の確保について。採択等の過程で知り得たことを外部に漏らさないよう、機密の保持に努める。教科書及び教師用指導書、その他教科書に類するものの配布を受けない。外部からの不当な影響に左右されないよう、過大な宣伝行為や物品の提供を受けない。

この基本方針に基づき、今後の採択に関わる事務を進めてまいります。

なお、教科書採択の詳細については、4月の定例会で御協議いただく予定です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。

このルール、問題ないかなと思ってはいるんですが、これって今までのルールと何かが変わりましたか。

本多教育長 指導室長。

飯塚指導室長 これまでの方針と変更はございません。

本多教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本件について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

以上で傍聴案件の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方は事務局の指示に従い御退室願います。

(傍聴人退室)

本多教育長 それでは、以上をもちまして、令和6年第3回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

併せて、本年度最後の教育委員会になります。冒頭、教育委員の皆様には申し上げましたけれども、事務局内の部課長の異動についてはまだ公表されてないところがございますお伝えできないんですけれども、これが最後ということで、ありがとうございましたということで、皆さんへの最後の御挨拶という形にできればと思います。

大きく変わるところもあると思いますので、また新たなところでやっていければと思います。異動される課長さんたちについては、当然これからも頑張ってください形になると思いますけれども、本日をもって今年度終了となります。お疲れさまでした。ありがとうございました。